

埼玉県が「県内統一保険税」へ大転換

保険税大幅値上げ必至、国の財政支援が急務

埼玉県社会保険推進協議会事務局長

川嶋 芳男

第2期の国保 運営方針が提案

埼玉県社会保険推進協議会（柴田泰彦会長、略称・埼玉社保協）は、1993年6月に結成され、2020年で27年を経過しました。現在、県内25団体、30地域組織が加盟し、全市町村を訪問する自治体要請キャラバン行動や県政要求共同行動、国行動埼玉デーなどの取り組みを行っています。

2020年1月に国内でコロナの感染が初めて確認され、第3波とされる現在（2020年

11月）は連日、過去最多の感染者数を超えたことが報道されています。地域の経済や生活実態、医療をめぐる状況などの様相は過去に例のない事態が進行していると言えます。

コロナ禍によって議論を十分に行う環境にはないにも関わらず、埼玉県では第1期の国民健康保険（国保）運営方針を大きく変更する第2期案が提案され、2020年8月に県民コメント（パブコメ）を行い、10月には知事へ答申してしまいました。国保はセーフティネットの役割を担う憲法25条による社会保障の根幹をなす制度です。い

のちより財政を重視する国保運営に怒りを禁じえません。

以下、この間の埼玉県の国保をめぐる経過と今後の国保改善の運動の方向について報告します。

国保運営協議会 で議論すすむ

埼玉県国保運営協議会が2020年度は11月までに計4回開かれていきます。コロナ禍で会議の開催を延期している都道府県があるのではないかと思われませんが、埼玉県の場合は、緊急事態宣言の解除によって6月11日

に国保運営方針改定の議論を開始しました。

国保運営協議会のスケジュール

- 第1回、6月11日：第2期国保運営方針改定原案を提示
- 第2回、7月16日：第2期方針案を議論（第2期国保運営方針案県民コメント：8月19日～9月18日）
- 第3回、10月23日：第2期方針案を了承し、県知事へ答申
- 第4回、11月24日：2021年度納付金等の「秋の試算」提示



「県政要求共同行動」のようす（2020年11月6日）

**第1期運営方針は
統一化を否定**

埼玉県の第1期国保運営方針では、保険税の統一については「当面、統一の保険税水準と「当せん」とはつきり明記していません。その理由を「現時点で

は、各市町村の医療費水準が異なっており、直ちに統一保険税水準を導入することは、保険税の負担に激変をもたらす恐れがあります」と的確な認識を示していました。

これは、策定時の市町村や県民世論の反映です。県民62人と16団体から315件の意見が提出されました。その中には、「国保は社会保障であることが明記されていません」「実質的な収支は赤字」との文言への批判も行い、市町村の判断で行っている法定外繰入の解消計画に反対する意見が多くありました。埼玉社保協も意見を提出し、そのうち、赤字解消目標年次を定めることに反対する意見に対して、「目標年次は削除」す

図表1

【3年間の推移の特徴 法定外繰入の激減と保険税の引上げ】

埼玉社保協が行っている自治体要請キャラバン行動による調査によれば、次のようになる。

①法定外繰入 1世帯平均 2018年度決算15,669円 2020年度予算14,273円 ▲1,396円
・都道府県化前の2016年度決算(28,806円)からは約半減していることとなります。

②保険税額 63歳夫婦2人世帯 所得200万円の場合
・全県平均額 2018年度 25万5276円 2020年度26万3640円 差8,364円増額

③3年間で全63市町村が何らかの改定を実施しています。
・松伏町、鳩山町、狭山市、久喜市の4自治体は税率は限度額の引上げにとどめ、税率は改定せず据置きしたままです。

④現在も、全国的にも最低水準の保険税額を維持する自治体があります。
・町では小鹿野町、長瀬町、皆野町 市では蕨市、秩父市が低い水準です。
【63歳夫婦2人世帯 所得200万円の場合の例】
小鹿野町19万760円、皆野町と長瀬町は19万1200円 蕨市22万1200円

⑤しかし、協会けんぽの単純比較では大きな差
・協会けんぽ 年収200万円(月16.7万円)の場合 年額11万8320円
国保は県平均が26万3640円ですので、国保税額は2.2倍も高いのです。

国保の都道府県化にあたり、国は「国保へ公費3400億円」交付しています。このうち約1000億円は「保険者努力支援制度」です。この制度は、国が設定した評価項目により県・市町村の取り組みが評価・点数化

**県内市町村国保
の推移**

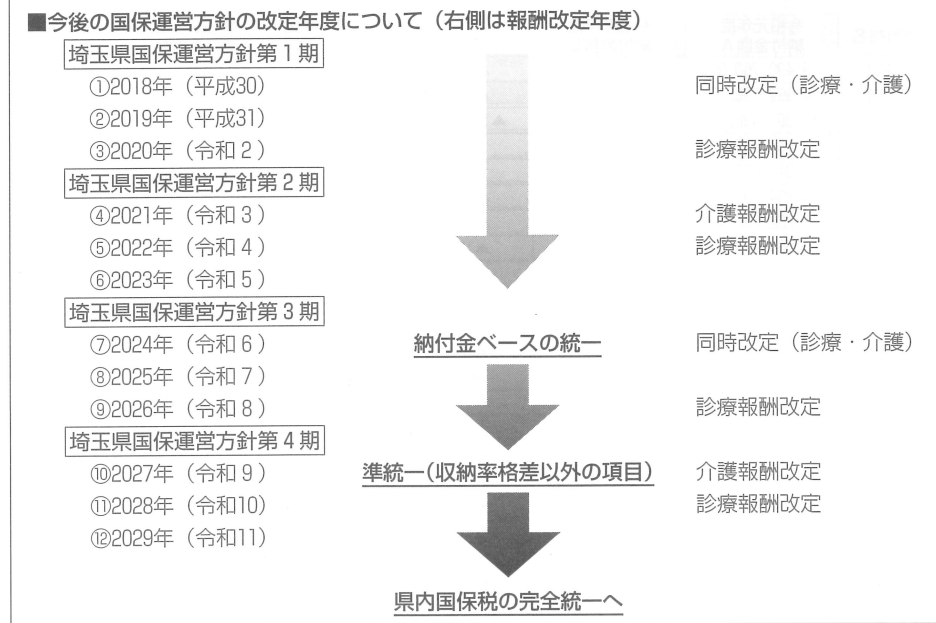
このように、県民の意見に対して一つひとつ県の立場や回答を添付して結果を公表したので、県民からの各意見を明らかにし、県の回答を検討した経緯が分かる公開された経過であったと評価できます。

しかし、今回は、県民からの意見は明らかにされませんでした。県の説明では、第2期方針を公表する際に県民からの意見と県の考え方の回答を明記するとしています。県の対応のこうした変化・転換が残念でなりません。

図表2

【第1期】	【第2期】
①【対象期間】 2018年度から2020年度	①2021年度から2023年度
②【被保険者数】 年6~6.5万人減少	②年6~7.5万人減少
③【医療費】 高止まりの傾向	③医療費総額は減少傾向が続く
④【財政】 平成30年445億円赤字の見通し	④実績平成30年3億円、コロナの影響を見込むのは困難、推計しない
⑤【赤字解消計画】 できる限り赤字を解消	⑤計画的に、実効ある取組を定める
⑥【賦課方式現状】 2/4方式 22/41市町村	⑥2方式41市町村、4方式22市町村
⑦【保険税統一】 当面統一の保険税水準にしない	⑦3段階で完全統一を実現する

図表3



図表3のようになっています。

**埼玉社保協の
取り組み**

2020年8月から実施された県民コメントに埼玉社保協など県内7団体、個人24人から1

つています。このことが、今回の県の態度の変化の大きな要因になっていると私たちは考えています。保険者努力支援と称する制度が地方自治の本旨をゆがめています(図表1)。

埼玉県国保運営方針の第1期と第2期の方針の主な変更点は図表2のとおりです。また、今後の国保運営方針の改定年度は

13件の意見が提出されました。埼玉社保協は、コロナ禍にあることから第1期方針を踏襲し、修正に反対しました。国保税が高すぎる国保の構造的問題は「保険税を払いたくても払えない保険税水準を、協会けんぽ並みの水準に引き下げることが課題」であり、赤字削減・解消計画に反対し、市町村の判断を尊重すべきであるとの意見を提出しました。

しかし、10月の県国保運協では、県民からの意見が紹介されることもなく、字句修正を行っただけで第2期方針案は確認されてしまいました。

11月6日、労働組合や市民団体とともに埼玉県政要求共同行動を行い、のべ96人が参加して県との懇談を行いました。国保分野では性急な国保運営に抗議し、コロナ禍で被保険者全員に正規保険証の発行や法定外繰入の継続で保険税の引き下げなど国保の改善を要請しました。

**県国保運協でも
懸念相次ぐ**

第4回埼玉県国保運営協議会が11月24日に開かれ、傍聴しました。すでに前回の会議で知事あて第2期国保運営方針案を答申していたのですが、コロナ禍の状況を懸念する発言が次々と続きました。これまでにない状況でした。

この第4回会議では、来年度(2021年度)の納付金等の「秋の試算」が示され、議論されました。県内63市町村のすべてが今年度より引き上がる試算結果でした。社会保険から国保への加入が増え医療費は増加すると予想し、法定外繰入は解消させるので、保険税の引き上げは必須となる試算でした(図表4、図表5)。

県国保医療課の説明では、2021年1月には本算定が行われ、発表は次回2月2日に予定している国保運営協議会で公表するとしています。

図表5 令和3年度 一人当たり保険税必要額の秋の試算結果

Table with 7 columns: 市町村名, 令和元年度一人当たり保険税必要額(A), 令和2年度一人当たり保険税必要額(B), 増減額(B-A), 前年度比B/A, 令和3年度一人当たり保険税必要額(C), 増減額(C-B), 前年度比C/B. Lists 47 municipalities and the prefectural average.

※保険税必要額は理論上の額であり実際の税額ではない。実際の税率は予定収納率や解消すべき法定外一般会計繰入れ等の市町村の事情により決定される。

ため、法定外繰入については市町村の判断を尊重すべきだ」
委員「埼玉県の一般会計からも法定外繰入を実施すべきだ」
「県の国保財政基金を活用し、

市町村の状況を見て返済等柔軟に対応すべきだ」
今年の埼玉県政世論調査結果が発表され、コロナ対策がダントツ第1位でした。今こそ、県

民の要求を実現するため社保協の出番です。市民と野党の共闘を前進させ、「国保に1兆円の財政投入」する政府の実現こそ求められているのではないでし

ようか。
埼玉では引き続き、地方自治を守り、住民が安心して暮らせるまちづくりをめざして運動をすすめる決意です。

図表4 令和3年度 国保事業費納付金の秋の試算結果

Table with 9 columns: 市町村名, 令和元年度納付金額A, 令和2年度納付金額B, 増減額(R1→R2) B-A, 前年度比B/A, 令和3年度納付金額C, 増減額(R2→R3) C-B, 前年度比C/B. Lists 47 municipalities and the prefectural average.

※納付金額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計（退職被保険者等分を含む）。
※医療費指数反映係数：α=1で計算。
※所得係数は以下の値で計算。
令和3年度：β=医療分1.1116692551471、支援金分1.1050082465384、介護分1.0965458935212
令和2年度：β=医療分1.1150637472521、支援金分1.1091974571172、介護分1.1050088118617
令和元年度：β=医療分1.1235638596947、支援金分1.1168986694319、介護分1.1188109493340

この「秋の試算」に対して、次のような発言がありました。
全員任命制の委員で構成されており、複数の異論が出されたのは異例のことです。

委員「県内の医療機関では特に小児科や耳鼻科などで受診抑制がすすんでいる。今後のコロナ禍の影響をしっかりと考える必要があるのではないか」

委員「コロナ禍で収入減の世帯が増えるのではない。低所得者対策や減免を行えないか」
委員「この秋の試算結果では、保険税の値上げになるわけで、

議会で紛糾するのではない。市の国保担当者は難しい立場に立たされるのではなたか。県からの丁寧な説明が必要だ」
委員「国保税を引き上げない